9　会議の運営
この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めることとした。
10　施行期日
この政令は、消費者教育の推進に関する法律の施行の日（平成二四年一二月一三日）から施行することとした。

◇**消費者庁組織令の一部を改正する政令**（政令第二九二号）（消費者庁）
1　消費生活情報課の所掌事務を変更することとした。（第八条関係）
2　この政令は、消費者教育の推進に関する法律の施行の日（平成二四年一二月一三日）から施行することとした。

◇**消費者基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二九三号）（消費者庁）
消費者基本法の一部を改正する法律（平成二四年法律第六〇号）の施行期日は、平成二四年一二月一三日とすることとした。

◇**道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第二九四号）（国土交通省）
一　道路法施行令の一部改正関係
1　道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設として、太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設（以下「太陽光発電設備等」という。）を追加することとした。（第七条関係）
2　太陽光発電設備等の占用の場所に関する基準は、太陽光発電設備等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること等とすることとした。（第一一条の六関係）
㈠　太陽光発電設備等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあることとした。
㈡　道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該太陽光発電設備等を歩道等に設けたときに歩行者等が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあっては道路構造令に規定する歩道等の幅員、都道府県道又は市町村道にあっては同令に規定する歩道等の幅員を参酌して当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める歩道等の幅員を確保したものであることとした。
3　太陽光発電設備等についての指定区間内の一般国道に係る占用料を定めるものとすることとした。（第一九条関係）
二　道路整備特別措置法施行令の一部改正関係
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構等が道路占用の許可等に係る道路管理者の権限を代行する場合において、当該許可等につき道路管理者の承認等が必要な占用として、太陽光発電設備等を追加することとした。（第一条関係）
三　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二九五号）（財務省）
1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、原子力災害健康管理施設整備交付金を追加することとした。
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二九六号）（環境省）
動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二四年法律第七九号）の施行期日は、平成二五年九月一日とすることとした。

◇**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第二九七号）（国土交通省）
一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正関係（第一条関係）
1　船内の日常生活に伴い生ずる廃棄物のうち海域において排出することができるものを「ばら積みの貨物として輸送された物質であつて当該物質の取卸しが完了した後に貨物倉に残留するもの」、「貨物として輸送される動物であつてその輸送中に死亡したものの死体」、「生鮮魚及びその一部」及び「汚水」とし、これらの排出基準を定めることとした。
2　船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物のうち海域において排出することができるものを「ばら積みの貨物として輸送された物質であつて当該物質の取卸しが完了した後に貨物倉に残留するもの」、「貨物として輸送される動物であつてその輸送中に死亡したものの死体」、「生鮮魚及びその一部」及び「汚水」とし、これらの排出基準を定めることとした。
3　海洋施設から排出することができる廃棄物の排出基準を定めることとした。
4　硫黄酸化物放出低減装置を使用する場合における燃料油の基準のうち、硫黄分の濃度に係る基準を削除することとした。
二　排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部改正関係（第二条関係）
排他的経済水域における外国船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出基準を定めることとした。
三　国土交通省組織令の一部改正関係（第三条関係）
海事局並びに海事局安全基準課及び検査測度課の所掌事務に、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標に関する事務を追加することとした。
四　標準的な官職を定める政令の一部改正関係（第四条関係）
標準的な官職を定める政令本則の表二五の項第一欄に、二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を追加することとした。
五　この政令は、平成二五年一月一日から施行することとした。

◇**ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第二九八号）（環境省）
1　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第一〇条に基づく事業者によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間について、平成三九年三月三一日まで延長することとした。
2　この政令は、公布の日から施行することとした。